

第6章 労働時間規制の理解のために

1 労働時間の定義

自動車運転者の労働時間等の規制については、改善基準告示により、拘束時間、休息期間等について上限基準等が設けられ、その遵守を図ってきました。

しかしながら、脳・心臓疾患による労災支給決定件数において、運輸業・郵便業が全業種において最も支給決定件数の多い業種（令和3年度：59件（うち死亡の件数は22件））となるなど、依然として長時間・過重労働が課題となっています。

改善基準告示は、法定労働時間の段階的な短縮を踏まえて見直しが行われた平成9年の改正以降、実質的な改正は行われていませんが、この間、労働者1人当たりの年間総実労働時間は、緩やかに減少（令和3年 1,633時間（平成5年比：－287時間））しています。また、「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」（脳・心臓疾患に係る労災認定基準）については、平成13年の改正で、新たに、発症前1ヵ月間に100時間または2～6ヵ月間平均で月80時間を超える時間外労働（休日労働を含む。）が評価対象に加えられ、令和3年の改正では、さらに勤務間インターバルが短い勤務についても評価対象に加えられました。そして、平成30年に成立した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。）では、労働基準法が改正されて新たに時間外・休日労働の上限が設けられ、罰則をもってその履行が確保されることとなりました。自動車運転者についても、令和6年4月以降、時間外労働について、月45時間及び年360時間の限度時間並びに、臨時的特別な事情がある場合での年960時間の上限時間が適用されることとされたところであります。また、働き方改革関連法の国会附帯決議事項として、過労死等の防止の観点から改善基準告示の総拘束時間等の改善を求められています。

そのためにも、自動車運転手の労働時間規制を正しく理解し、労働時間が違法とならないよう運行計画をたてる必要があります。

〔拘束時間〕

始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束される全ての時間をいい、基本的には労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間となります。

拘束時間は、年間の総拘束時間が**3,300時間**、かつ、1か月の拘束時間が**284時間**を超えないものとします。ただし、労使協定により、**年間6か月までは**、年間の総拘束時間が**3,400時間を超えない範囲内**において、1か月の拘束時間を**310時間**まで延長することができるので、業態に合わせ、合理的な配分をすることが必要です。この場合において、1か月の拘束時間が284時間を超える月が3か月を超えて連続しないものとし、1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるとされています。（145頁4項「36協定の届出」及び155頁の協定書(例)を参照）

- ① 1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、**1日についての拘束時間の限度（以下「最大拘束時間」という。）は15時間**とする。
- ② ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送（走行距離450km以上）であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるもので

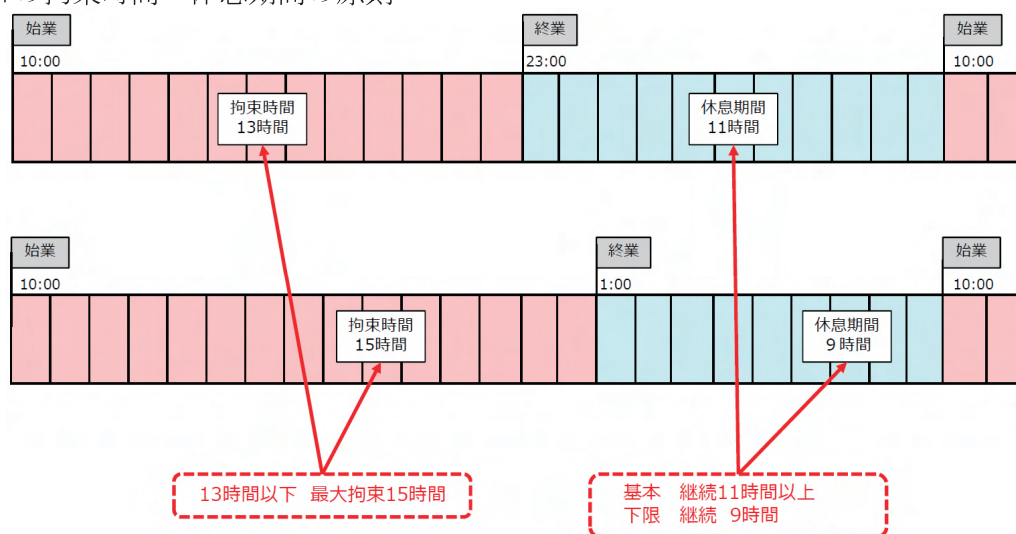
ある場合、当該1週間について2回に限り最大拘束時間を16時間とすることができる。

③ ①②の場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数(※)をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

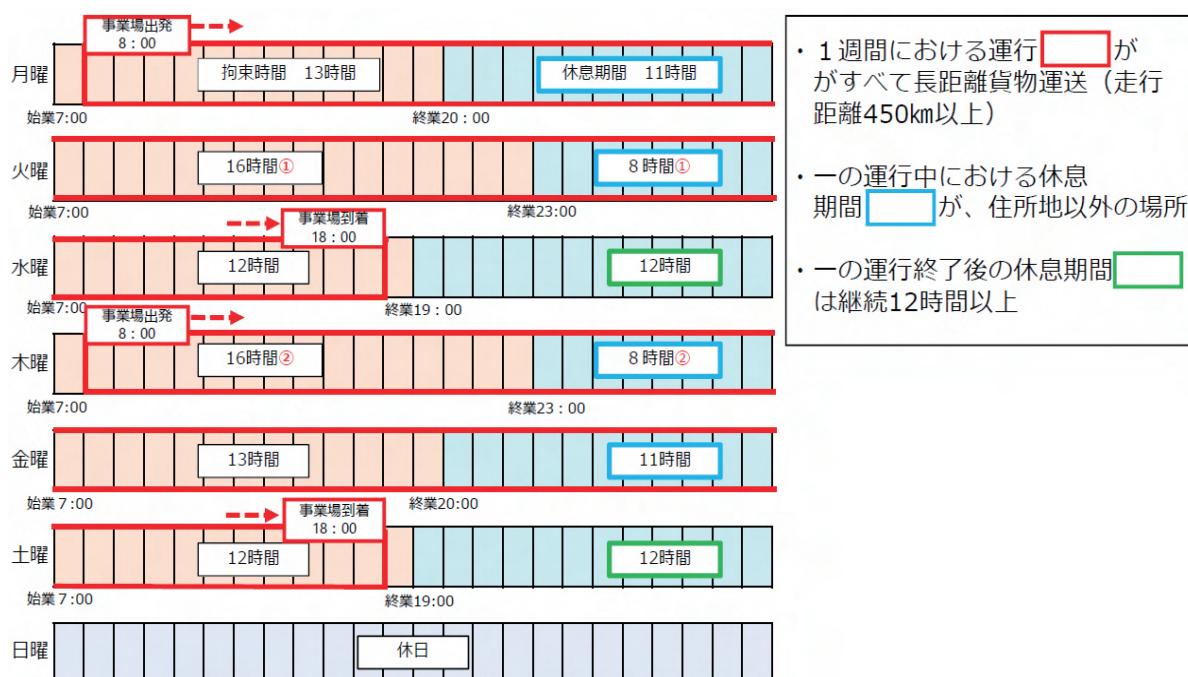
(※) 通達において、「1週間について2回以内」を目安としている。

- ① 1ヵ月の総拘束時間の計算は、特定の日を起算日とし、1ヵ月ごとに区切って行うこと。
- ② 1日の拘束時間が14時間を超えるのが1週間について2回なので、ワンマンの片道が14時間を超える長距離の運送は、帰りを考慮すると、往復輸送は週1回しかできない。

【例1】1日の拘束時間・休息期間の原則



【例2】1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合は、当該1週間について2回に限り、最大拘束時間は16時間とし、休息期間は継続8時間以上。



従ってワンマンの最大拘束時間は、15時間までが週2回なので、15時間×2日＝30時間、14時間×4日＝56時間の計86時間です。しかし、1ヵ月の拘束時間が284時間と決まっているので、残りの日の拘束時間については、計画的な勤務割りが必要です。また、特に北海道においては、夏は仕事があるが、冬はないということも多いため、1年間のうち6ヵ月までは最大310時間まで延長できる特例をうまく活用し、バランスある勤務体系を作る必要があります。

〔労働時間〕

一般的に「労働者が使用者に労務を提供し、使用者の指揮命令に服している時間」をいいます。

休憩時間や仮眠時間は労働時間ではありません。

手待時間は休憩時間と同様に考えられがちですが、実際には仕事があれば、すぐにも仕事につかなければならないことから、運転者が自由にならないため労働時間とされています。

〔所定労働時間〕

就業規則等で定める始業時刻から終業時刻までの労働時間（休憩時間を除く。）で法的労働時間の範囲内で定める事となります。

〔法定労働時間〕

法定労働時間とは、**労働基準法によって「1日8時間・週40時間」と定められた、労働時間の上限**です。

〔所定外労働時間〕

所定労働時間を1週40時間と定めているところでは、それを超えた労働をすれば所定外労働となります。もしそれが法定労働時間を超える場合は、労基法第36条により労使協定（いわゆる36協定）を締結し労働基準監督署に届け出なければなりません。

〔休憩時間〕

労働時間の途中で、労働の義務を免除され、権利として労働から離れることを保障されている時間をいいます。

〔休息期間〕

「勤務」と次の「勤務」との間にあつて、労働者にとって全く自由な時間で、家庭などで疲労の回復を図る貴重な時間帯です。

労働時間の中に与えられる休憩時間や仮眠時間とは本質的に異なります。

＜休憩時間と休息期間は違い＞

休息期間とは、拘束時間中の疲労を回復するだけでなく、余暇を楽しむなど、個人にとって全く自由な時間であり、休憩時間や仮眠時間とははっきり区別されているものです。

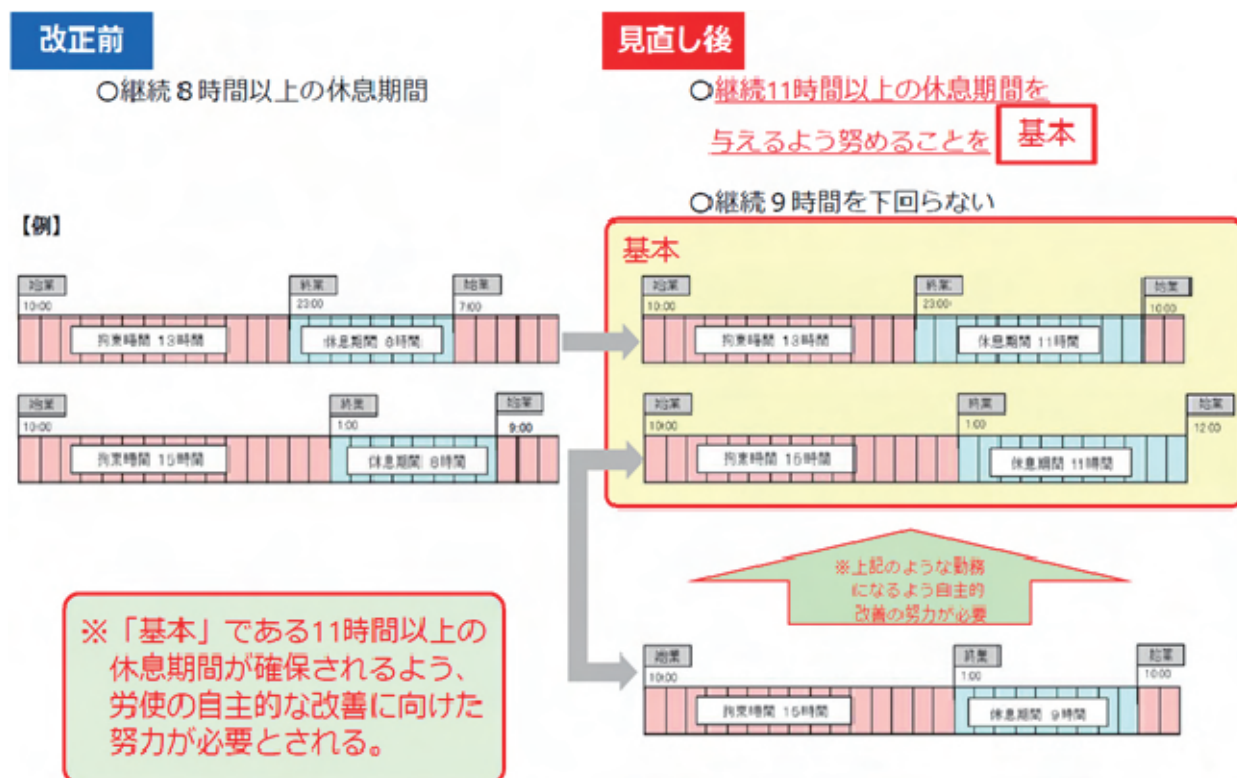
① 休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、**継続9時間を下回らないものとする。**

② ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送（※1）であり、かつ、一の運行（※2）における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り、継続8時間以上とすることができる。この場合において、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。（※3）

※1 一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送をいう。

※2 自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいう。

※ 3 一の運行における休息期間のいずれかが9時間を下回る場合には、当該一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。



業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上（※）の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数¹の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。

（※） 長距離貨物運送に従事する自動車運転者であって、1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が、住所地以外の場所におけるものである場合は継続8時間以上

この場合において、分割された休息期間は、**1日において1回当たり継続3時間以上、合計10時間以上**でなければならないものとする。

なお、一定期間は、1か月程度を限度とする。

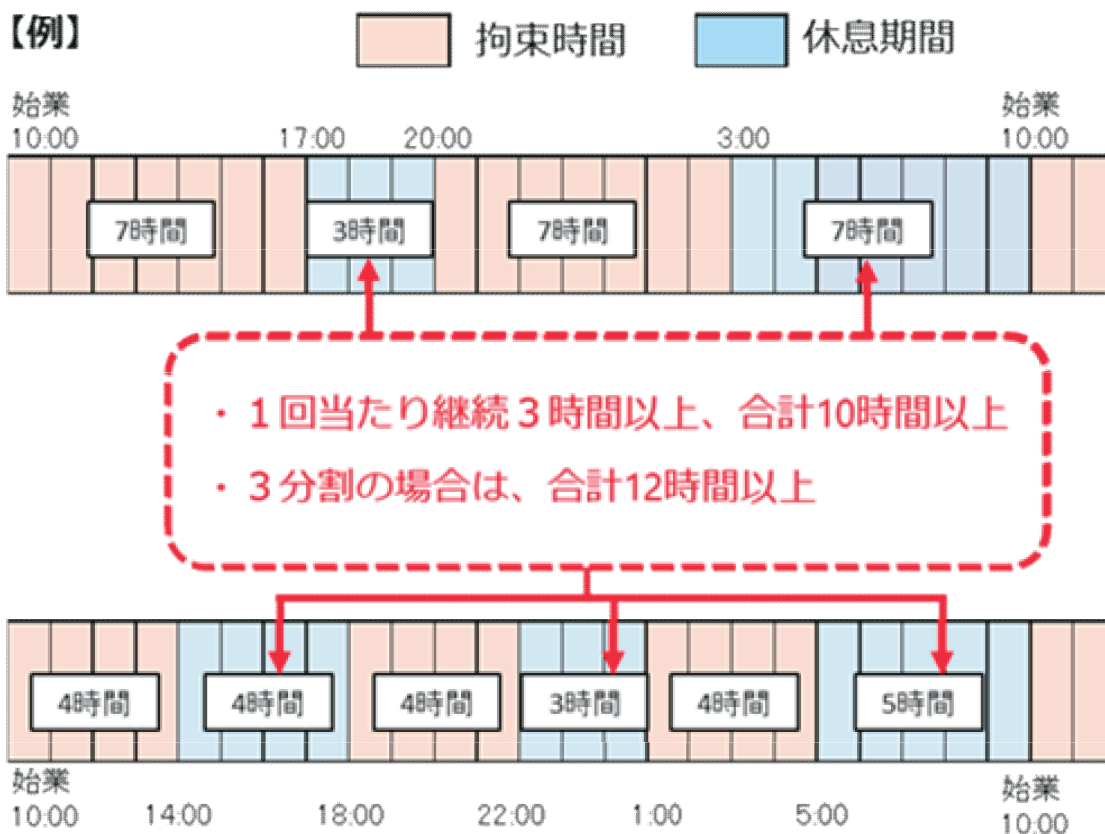
分割は、2分割に限らず、3分割も認められるが、**3分割された休息期間は1日において合計12時間以上**でなければならないものとする。

この場合において、休息期間が3分割される日が連続しないよう努めるものとする。

注意!

休息期間の分割付与の特例については、勤務の途中でフェリーに乗船する場合には、適用できない。

（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件 第4条4項 厚生労働省告示第367号 令和4年12月23日）



< ツーマンなら最大28時間までOK >

車内ベッドで交互に仮眠のとれるトラックに2人乗務する場合は、例外として最大拘束時間20時間まで延長、休息時間は4時間まで短縮する特例が認められています。

ただし、当該設備が次のいずれにも該当する車両内ベッド又はこれに準ずるもの（以下「車両内ベッド等」という。）であるときは、拘束時間を**24時間まで延長**することができる。

また、当該車両内ベッド等において8時間以上の仮眠時間を与える場合には、当該拘束時間を**28時間**まで延長することができる。

この場合において、一の運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるものとする。

- ① 車両内ベッドは、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であること。
- ② 車両内ベッドは、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。

運行別 時間別	ワンマン運行	ツーマン運行
最大拘束時間	15時間(条件により16時間)	20時間(条件により最大28時間)
休息期間	9時間以上(分割は10時間以上)	4時間以上
回数制限	14時間超は週2回まで	なし
フェリー利用	フェリー乗船時間は原則として休息期間として与えるべき9時間から減じることができるが、減算後の休息期間は、下船後の拘束時間の2分の1を下回ってはならない。	乗船中の休息期間が4時間未満の場合は、下船後に残りの休息期間をとる。

【例】（ア・イの要件を満たす車両内ベッド等において8時間以上の仮眠時間を与える場合）



2 改善基準の概要

自動車運転者の労働時間その他の労働条件については、それらが交通事故の要因となる場合が多いため、事故防止対策の一環としてその改善が強く要請されているところです。

これに鑑み、平成元年2月「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（労働省告示第7号）」が発令され、その後、平成3年、平成4年、平成9年の改正を経て、平成13年8月20日国土交通大臣告示第1365号として定められ、令和4年12月23日に改善のための基準の一部改正等について（以下「改善基準」という。）その概要は、次のとおりです。

■改善基準の概要（R6.4.1施行）

項 目	改 善 基 準 の 内 容
1年、1カ月の拘束時間	・原則：年3,300時間の範囲で月284時間 ・特例：年3,400時間の範囲で月310時間（年間6ヵ月まで）を上限 ・1ヵ月284時間を超える月が3ヵ月を超えて連続しないものとし、1ヵ月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。
1日の拘束時間	・原則：13時間（最大15時間） ・例外：1週間の運行がすべて長距離（450km以上）であり、かつ、休息期間が住所地以外の場所においては、1週間のうち2回に限り最大16時間とすることができる。 ・1日14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努める。（1週2回以内）
1日の休息期間	・原則：11時間努力義務（下限9時間） ・例外：1週間の運行がすべて長距離（450km以上）であり、かつ、住所地以外の場所における休息について、1週間のうち2回に限り8時間以上とすることができる。この場合、一の運行終了後12時間以上の休息期間を与える。

拘束時間・休息期間の特例	休息期間の特例 (分割休息)	・一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、1回3時間以上、合計10時間以上、3分割も可 ・一定期間は1か月程度 ・3分割するときは合計12時間以上(3+4+5)(3+3+6) ・3分割が連続しないよう努める。
	2人乗務の特例	1日 20時間 2人乗務(ベッド付)の場合、最大拘束時間は1日20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮できる。 ・以下の①～②の基準を満たす車両内ベッドまたはこれに準ずるものの場合、拘束24時間まで延長可 (車両内ベッドで8時間以上仮眠する場合には拘束28時間まで延長可) ⇒ 勤務終了後、継続11時間以上休息が必要 ① 長さ198cm以上、幅80cm以上のベッド ② クッション材等による衝撃緩和
	隔日勤務の特例	・2暦日 21時間 ・2週間で3回までは24時間が可能(夜間4時間以上の仮眠が必要)ただし、2週間で総拘束時間は126時間まで。勤務終了後、継続20時間以上の休息期間が必要
	フェリーに乗船する場合の特例	・乗船中は休息期間として扱う。減算後の休息期間は、フェリー下船から勤務終了時までの時間の1/2を下回ってはならない。
運 転 時 間		・2日平均で1日あたり9時間を超えないこと。 ・2週平均で1週間あたり44時間を超えないこと。
連 続 運 転 時 間		・連続運転時間は、4時間まで SA・PA等に駐車できない場合4時間30分まで延長することができる。 ・運転の中断：1回が概ね連続10分以上、かつ、合計30分以上。当該運転の中断は原則休憩
時 間 外 労 働		1日、1ヵ月、1年の期間で労使協定を結ぶ。
休 日 労 働		2週間に1回を超えないものとし、かつ第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
労働時間の取り扱い		労働時間は拘束時間から休憩時間(仮眠時間を含む。)を差し引いたもの。 事業場以外の休憩時間は、仮眠時間を除き3時間以内
休 日 の 取 り 扱 い		休日は休息期間に24時間を加算した時間 いかなる場合であっても30時間を下回ってはならない。
予期し得ない事象		・事故・災害等、予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間について、その対応に要した時間を除くことができる。 ・勤務時間後の休息期間は11時間努力義務(下限9時間)
適 用 除 外		緊急輸送・危険物輸送等の業務については、厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外

(1) 最大運転時間・連続運転時間

「最大運転時間」は、「2日（始業時刻から起算して48時間をいう。）を平均して1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えてはならない。」とされています。

「2週間を平均し1週間当たり44時間を超えてはならない。」ということは、2週間の総枠が88時間ですから、仮に2日で最大18時間の運行を予定すると、第1週の6日間では54時間が限度となり、第2週は34時間が限度ということになります。

ただし、「2日で最大18時間」といって1日目の運転開始から18時間を運行しようとしても、1日の「最大拘束時間」が15時間となっているので、その範囲内での運転時間となります。

「連続運転時間」（1回が概ね連続10分以上(※)で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。以下同じ。）は、**4時間を超えてはなりません**。当該運転の中断は、原則休憩とする。

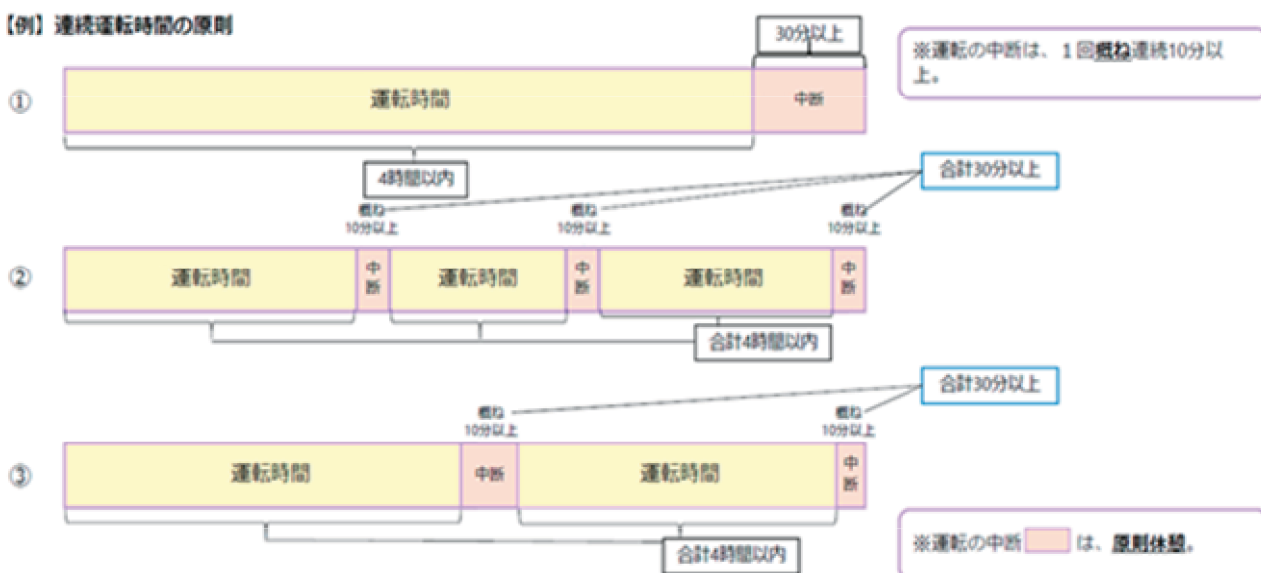
(※) 通達において、「概ね連続10分以上」とは、例えば、10分未満の運転の中断が3回以上連続しないこと等を示すこととする。

連続運転時間の規則は、一般道路・高速道路の別を問わず適用されます。

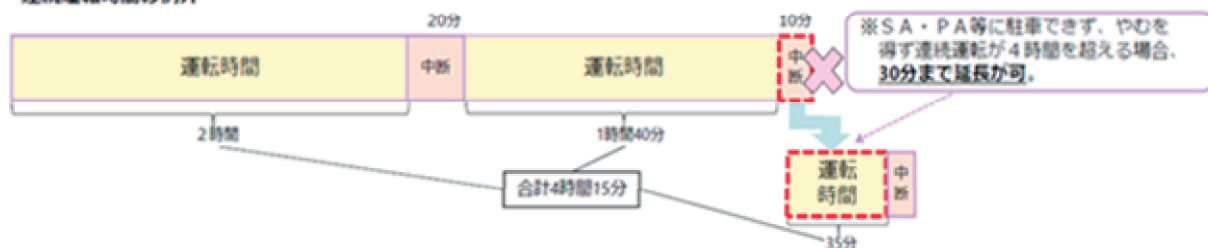
ただし、サービスエリア、パーキングエリア等に駐車又は停車できないことにより、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、30分まで延長することができるものとします。

連続運転時間を中断させるには、次のような時間配分が必要です。

【例】連続運転時間の原則



【例】連続運転時間の例外

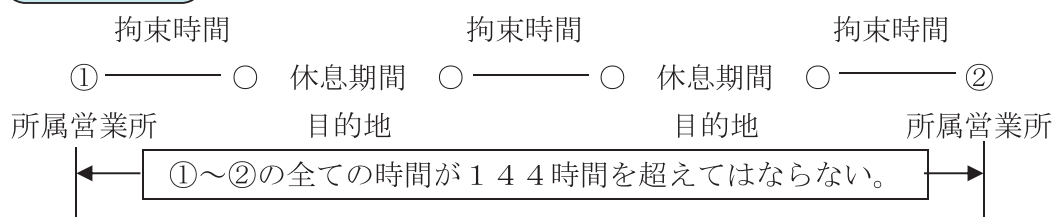


(2) 運行期間の制限

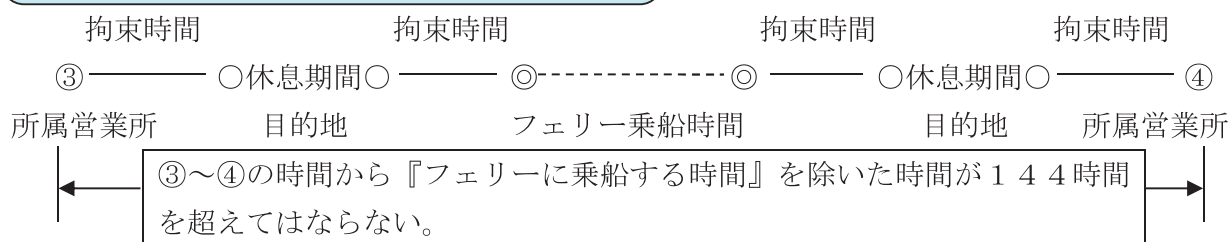
運行期間の制限については、営業区域規制の廃止に伴い、長期間所属営業所に戻らない運行が行われることが想定されることから、運転者の過労防止のため、勤務時間等の基準に係る国土交通大臣告示において、従来の基準の上乗せ基準として、「運転手が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、フェリーに乗船する場合の休息期間を除く。）は144時間を超えてはならない。」とされています。

運行期間の制限について

◎ 運行期間



◎ 運行途中フェリーに乗船した場合の運行期間



※ フェリー乗船時間は休息期間となる。

詳細：改善基準告示第4条第4項改正の前は基準局長の「特例について」通達であったが改正により第4条第4項第4号に盛り込まれた。

(3) 予期し得ない事象に遭遇した場合

事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。勤務終了後は、通常どおりの休息期間（※）を与えるものとする。

（※）休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

（具体的な事由）

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

(例) 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合 (ウ) 道路封鎖、渋滞への対応に要した時間



考え方

- ・ 予測し得ない事象に対応した時間について、1日の拘束時間、運転時間、連続運転時間から除くことができるが、1年・1か月の拘束時間から除くことはできない。
- ・ 予測し得ない事象に対応した場合、勤務終了後は、通常どおりの休息期間を与える必要がある。

(4) 適用除外業務

ア 貨物自動車運送事業における以下の業務が、「改善基準」第1条第1項に基づく厚生労働省労働基準局長通達（平成9年3月26日 基発第201号）により「改善基準」の適用除外の対象とされています。

- 災害対策基本法及び大規模地震特別措置法に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務
- 消防法に基づき、関係消防機関に移送計画を届け出で行うアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及びこれらの含有物のタンクローリによる運送の業務
- 高圧ガス保安法に基づき、事業所の所在地を管轄する通商産業局長に移動計画書を届け出、その確認を受けて行う可燃ガス、酸素、毒性ガス等の高圧ガスのタンクローリによる運送の業務
- 火薬類取締法に基づき、都道府県公安委員会に運搬に関する計画を届け出、運搬証明書の交付を受けて行う火薬、爆薬等の火薬類の運送の業務
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、国土交通大臣の確認を受け、かつ、都道府県公安委員会に運送計画を届け出で行う核燃料物質等及び放射性同位元素等の運送の業務

イ 上記アの業務に従事する期間を含む1ヵ月の拘束時間及び2週間の運転時間の上限
 上記アの業務に従事しない期間については改善基準が適用されるが、この業務に従事する期間を含む1ヵ月の拘束時間及び2週間の運転時間の上限は次のとおりである。

(ア) 1ヵ月の拘束時間については、次の式により計算した時間を超えないものとする。

$$[(\text{上記アの業務に従事した月の日数}) - (\text{上記アの業務に従事した日数})] \div (\text{上記アの業務に従事した月の日数}) \times (\text{上記アの業務に従事した月の拘束時間})]$$

(イ) 2週間の運転時間の上限は、次の式により計算した時間を超えないものとする。

$$[14 - (\text{上記アの業務に従事した日数})] \div 14 \times 88]$$

ウ 届出書又はその写しの備え付け等

上記アの業務を行うに当たっては、適用除外業務に該当することが明らかとなる関係法令に基づく各種行政機関への届出書、又はその写しを事業場へ備え付け及び自動車運転者ごとの業務に従事した期間が明らかとなる記録の整備が必要です。

また、上記アの業務に従事する期間の直前において、改善基準に定める休息期間を与

3 就業規則の届出

なお、届け出にあたっては、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、又は労働者の過半数を代表する者の「意見書が添付されていること」が必要です。

次のア、イ、ウのような書類（様式は定められていません。）を作成のうえ、重ねてつづり、これを２部作って所轄の労働基準監督署へ提出します。監督署では１部に受理印を押してその場で返してくれますから、それを会社で保管しておきます。

ウ

就業規則変更部分	
会社名	
新	旧

- ・「新」の欄には修正した条文を記入します。
- ・「旧」の欄には修正する前の条文をそのまま記入します。
- ・附則の欄にはいつから実施するか、その年月日を記入します。

例 「第1条及び第2条は令和○年○月○日より実施する。」

- ・書ききれない場合は、同じものを2ページ…として作成して下さい。

(2) 年次有給休暇の時季指定の義務化

年次有給休暇は、雇入れの日から起算して6ヵ月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者に対して最低10日を与えなければならず、パートタイム労働者についても、原則して同様に扱うことが必要となります。(労働基準法39条)

また、働き方改革関連法の施行に伴い、2019年4月から10日以上 of 年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、年次有給休暇の日数のうち**年5日**については、労働者に取得時季の希望を聴取した上で、使用者が時季を指定して取得させる必要があります。年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。**事業者**が有給休暇の時季指定を行う場合には、その内容を**就業規則に記載しなければなりません**。

(3) ハラスメント防止対策の強化

令和2年6月1日から職場におけるハラスメント防止対策が強化され、特にパワーハラスメントについては、防止措置が事業主の義務となります(中小事業主についても、令和4年4月1日から義務化されています)。就業規則にもその対処の方針・対処内容等について規定することが求められます。詳細については、北海道労働局 雇用環境・均等部(Tel 011-709-2715)までお問い合わせください。

4 時間外・休日労働に関する協定書(36協定)の届出

使用者が労働者に法定労働時間を超えて労働させる場合及び休日労働させる場合は、「時間外労働・休日労働に関する協定書」を結び、事業場ごとに所轄の労働基準監督署へ「時間外労働・休日労働に関する協定届出」とともに届ける必要があります。この協定を、労働基準法第36条に基づくところから「36協定」と呼んでいます。

なお、働き方改革関連法の施行に伴い、2019年4月から罰則付の上限が設けられ、残業時間の上限を原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別な事情が無い限りこれを超えることが出来なくなります。

ただし、自動車運転の業務については、2024年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるため、**運転者の長時間労働是正の取り組みが必要となります**。

(1) 「36協定」を締結するに当たっての注意点

ア 自動車運転者には改善基準告示で、拘束時間を超えない範囲内で協定する必要があります。

イ 事業用自動車の運転者以外は1日超える一定期間において、限度時間(法定労働時間を超えて延長することができる時間)が働き方改革関連法の順次施行に伴い、労働基準法において、原則として月45時間・年360時間(※月42時間・年320時間)と定められ、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。

労使間で話し合い、この範囲内で、協定書を作成しなければなりません。

※ カッコ内は、3ヵ月を超える1年単位の変形労働時間制における限度時間

ウ 臨時的な特別な事情があつて、労使が合意する場合でも、年720時間以内、複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、月100時間未満を超えることは出来ません。また、月45時間を超えることができるのは、年間6カ月までとなります。ただし、事業用自動車の運転者については、2024年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されたため、運転者の長時間労働是正の取組みが必要となります。

自動車運転業務の労働者と36協定を結ぶにおいては、時間外労働・休日労働に関する協定届（様式9号の4）を使用しての届出が必要となります。

自動車運転の業務以外の労働者と「36協定」を結ぶ場合においては、時間外労働・休日労働に関する協定届（様式9号もしくは様式9号の2）を使用しての届出が必要となります。

様 式	用 途
様式9号の3の4	1ヵ月45時間・1年360時間以内の時間数（※1）とする場合
様式9号の3の5	1ヵ月45時間・1年360時間を超える時間数（※1、2）とする場合

※1 対象期間が3ヵ月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1ヵ月42時間、1年320時間です。

※2 延長時間数を1ヵ月45時間・1年360時間超とする場合でも、

自動車運転の業務については、時間外労働は1年960時間以内、

自動車運転以外の業務については、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2～6ヵ月平均80時間以内、時間外労働が1ヵ月45時間を超える回数は1年について6回までとしなければなりません。

エ 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。ただし、働き方改革関連法の施行に伴い、臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合でも、

(ア) 年720時間以内（トラックについては年960時間以内）

(イ) 複数月平均80時間以内（休日労働も含む）

(ウ) 月100時間未満（休日労働も含む）

を超えることはできません。

また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6カ月までとなります。

併せて、特別条項付き協定を結ぶ場合、限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保するための措置について、協定する必要があります。健康・福祉を確保する措置には、医師による面接指導、深夜業（22時～5時）の回数制限、代償休日・特別な休暇の付与、連続休暇の取得、心とからだの相談窓口の設置、配置転換、産業医等による助言・指導や保健指導等があります。

(2) 協定書及び協定届については、例示とともにその書類様式を掲げてあります。実際に協定書・協定届を作成する場合は、これらの例示と留意事項を参照して各々2部作成し、所轄の労働基準監督署へ提出してください。

(3) 労働基準監督署では、1部は受理印を押してその場で返付してくれますからそれを会社で保管しておきます。

- (4) 36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。

改善基準告示において 延長することができる時間の記載例（36協定）

改善基準で告示された延長することができる時間については、1日の所定労働時間の設定等によって変化することはいうまでもありません。また、所定外労働時間は少ないほどよいので、36協定を締結する場合には、改善基準の拘束時間の上限数値ではなく、これよりも短縮することが求められます。

限度の考え方やモデル等を次頁以降に掲示します。

平成30年3月30日に安全規則の解釈及び運用の一部改正がありました。

事業者が運転者（個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が運転する場合には、当該者も含む。）の勤務時間及び乗務時間を定める時の具体的基準は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。）のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」（平成元年3月1日付け基発第92号。以下「特例通達」という。）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」（平成元年3月1日付け基発第93号）とする。

なお、**事業主等**が運転者として選任される場合の拘束時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）で定める労使協定の締結を行っている場合にあっては、当該労使協定により延長することができる範囲を超えないものとする。

輸送安全規則の解釈・運用第3条第4項関係(1)

つまり、**事業主等**もハンドル握って仕事をすれば、運転者同様に拘束時間等の制約を受けるため、**事業主等は24時間フルに働けるスーパーマンにはなれないのです。**

1日の所定労働時間8時間、休憩時間1時間とした場合の各期間における延長可能時間数	
① 1日の拘束時間	$15 \text{ 時間} - (8 \text{ 時間} + 1 \text{ 時間}) = 6 \text{ 時間}$ (ただし週2回以内が目安) $14 \text{ 時間} - (8 \text{ 時間} + 1 \text{ 時間}) = 5 \text{ 時間}$ (上記以外の場合)
② 2週の拘束時間 (法定休日労働がない場合)	〔モデル〕 $13 \text{ 時間} - (8 \text{ 時間} + 1 \text{ 時間}) = 4 \text{ 時間} \times 6 \text{ 日} = 24 \text{ 時間}$ $15 \text{ 時間} - (8 \text{ 時間} + 1 \text{ 時間}) = 6 \text{ 時間} \times 2 \text{ 日} \times 2 \text{ 回} = 24 \text{ 時間}$ $24 \text{ 時間} + 24 \text{ 時間} = 48 \text{ 時間}$
前 提 条 件	○ 所定労働時間は原則、1日8時間、所定休憩時間1日1時間 ○ 法定休日労働時間1日8時間、休憩時間1時間 ○ 1年単位の変形労働時間制又は1ヵ月単位の変形労働時間制を採用 ○ 法定休日労働は月に1日あるものとする(年間では12日)。
③ 1ヵ月の拘束時間 (限度の考え方)	(月の労働日数が23日(所定労働日分22日+法定休日労働分1日)の場合) ・拘束時間284時間 $\text{拘束時間 } 284 \text{ 時間} - (1 \text{ 日 } 8 \text{ 時間} \times 22 \text{ 日}) - (\text{法定休日 } 8 \text{ 時間} \times 1 \text{ 日}) - (\text{休憩時間 } 1 \text{ 時間} \times (\text{所定労働日分 } 22 \text{ 日} + \text{法定休日労働分 } 1 \text{ 日}))$ $= 77.0 = 77 \text{ 時間}$ ・拘束時間310時間(特例)の場合 $\text{拘束時間 } 310 \text{ 時間} - (1 \text{ 日 } 8 \text{ 時間} \times 22 \text{ 日}) - (\text{法定休日 } 8 \text{ 時間} \times 1 \text{ 日}) - (\text{休憩時間 } 1 \text{ 時間} \times (\text{所定労働日分 } 22 \text{ 日} + \text{法定休日労働分 } 1 \text{ 日}))$ $= 103.0 = 103 \text{ 時間}$ (トラックは100時間未満となるよう努める)
④ 1年の拘束時間 (1年変形労働時間の場合) (限度の考え方)	●(年間の労働日が260日で法定休日労働が年間12日ある場合) $\text{拘束時間 } 3,300 \text{ 時間} - \text{年間所定労働時間}(1 \text{ 日 } 8 \text{ 時間} \times \text{週間} \times 260 \text{ 日}) - \text{年間法定休日労働時間}(\text{法定休日 } 8 \text{ 時間} \times \text{年間休日労働日数 } 12 \text{ 日}) - (\text{休憩時間 } 1 \text{ 時間} \times (\text{年間所定労働日分 } 260 \text{ 日} + \text{法定休日労働分 } 12 \text{ 日}))$ $= 852.0 = 852 \text{ 時間}$ (トラックについては年960時間以内)
⑤ 1年の拘束時間 (1年変形労働時間以外(1ヵ月単位の変形労働時間制)の場合) (限度の考え方)	●(年間労働日数上限258日※で法定休日労働が年間12日ある場合) $\text{拘束時間 } 3,300 \text{ 時間} - \text{年間所定労働時間}(1 \text{ 日 } 8 \text{ 時間} \times \text{週間} \times 258 \text{ 日}) - \text{年間法定休日労働時間}(\text{法定休日 } 8 \text{ 時間} \times \text{年間休日労働日数 } 12 \text{ 日}) - (\text{休憩時間 } 1 \text{ 時間} \times (\text{年間所定労働日分 } 258 \text{ 日} + \text{法定休日労働分 } 12 \text{ 日}))$ $= 870.0 = 870 \text{ 時間}$ (トラックについては年960時間以内) ※ $258 \text{ 日} = 365 - \text{年間休日} = 365 - \frac{(\text{9日} \times 11 \text{ ヶ月} + \text{8日})}{\text{①} \quad \text{②}}$ ① は2月以外の最小休日日数 ②は2月(閏年以外)の最小休日日数 一月の最大労働日数及び最小休日日数は以下の計算式から求められます。 $\text{週 } 40 \text{ h} / 7 \text{ (日/週)} \times 1 \text{ ヶ月の暦日数} \div 1 \text{ 日の所定労働時間} = \text{最大労働日数}$ $\text{暦日数} - \text{最大労働日数} = \text{最小休日日数}$ 例えば、1日8時間、30日の月の場合、 最大労働日数： $40 \div 7 \times 30 \div 8 = 21$ (小数点切捨)、最少休日日数： $30 - 21 = 9$ 暦日数が、28日、29日、31日の場合も同様の計算となります。

●時間外労働・休日労働に関する協定届（記入例）（様式9号の3の4）
限度時間を超えない場合

様式第9号の3の4（第70条関係）

時間外労働に関する協定届
 休日労働

労働保険番号

法人番号

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
一般貨物自動車運送業（トラック）	〇〇運輸株式会社 〇〇支店	（〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇） 〇〇市〇〇町1-2-3 （電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	〇〇〇年4月1日 から1年間

時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間 （1日） （任意）	1日 （任意）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで） 起算日 （年月日）	所定労働時間を超える時間数 （任意）	法定労働時間を超える時間数 （任意）
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者 季節的な需要、発注の増加に対処するため 一時的な道路事情の変化等に対処するため 季節的な需要、発注の増加に対処するため 季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者（トラック）	20人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間
		運行管理者	3人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間
		荷役作業員	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間
		自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間
休日労働	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	経理事務員	5人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間	30時間
		業務の種類	自動車運転者（トラック）	20人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間
休日労働	季節的な需要、発注の増加に対処するため 季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間	30時間
		業務の種類	自動車運転者（トラック）	20人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名
 〇〇運輸労働組合 又は 〇〇運輸労働組合 経理担当事務員 山田 花子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）
 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
 〇〇〇〇年 3月 15日

使用者 職名 氏名
 代表取締役 田中 太郎

〇〇 労働基準監督署長殿

●時間外労働・休日労働に関する協定届（記入例）（様式9号の3の5）
限度時間を超える場合（特別条項）（1枚目）

様式第9号の3の5（第70条関係）

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号

法人番号

郵便番号

都道府県

市区町村

基本番号

番号

第一仕事場番号

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間					
一般貨物自動車運送業（トラック）		〇〇運輸 株式会社 〇〇支店		(〒 〇〇〇 — 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		〇〇〇〇年4月1日 から 1年間					
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	労働者の数 (満18歳以上の者)	業務の種類	1日	1箇月(①)については45時間まで、②については42時間まで	延長することができる時間数					
						1日	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)				
						起算日 (年月日)					
	① 下記②に該当しない労働者	別添協定書記載の通り	20人	自動車運転手 (トラック)	5時間	7.5時間	5.5時間	4.5時間	5.5時間	3.60時間	4.10時間
		同上	3人	運行管理者	5時間	7.5時間	5.5時間	4.5時間	5.5時間	3.60時間	4.10時間
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	別添協定書記載の通り	10人	荷役作業員	3時間	7.5時間	3.5時間	3.0時間	4.0時間	2.50時間	3.00時間	
	同上	3人	自動車整備士	3時間	7.5時間	3.5時間	4.2時間	5.2時間	3.20時間	3.70時間	
	同上	5人	経理事務員	2時間	7.5時間	2.5時間	2.0時間	3.0時間	2.00時間	3.20時間	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	労働者の数 (満18歳以上の者)	業務の種類	所定休日 (注意)	労働させることができる法定休日の数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻				
	別添協定書記載の通り	20人	自動車運転手 (トラック)	毎週2回	法定休日のうち2週を通じて1回		09:00~23:00				
	同上	3人	運行管理者	毎週2回	法定休日のうち4週を通じて2回		09:00~23:00				
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。											

☒ (チェックボックスに要チェック)

様式9号の3の5は、限度時間内の時間外労働についての届出書（1枚目）と限度時間を超える時間外労働についての届出書（2枚目）の2枚の記載が必要

●時間外労働・休日労働に関する協定届（記入例） 様式9号の3の5
 限度時間を超える場合（特別条項）2枚目

様式第9号の3の5（第70条関係）				時間外労働に関する協定届（特別条項）				休日労働	
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (第18条 以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については 960時間以内に限る。)			
				延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数		
① 下記の者	突発的な顧客需要、発注の増加に 対処するため	3人	7時間	4回	60時間	70時間	550時間	670時間	35%
	予算、決算業務の集中	5人	6.5時間	3回	55時間	65時間	450時間	570時間	35%
②	突発的な顧客需要、発注の増加に 対処するため	20人	6.5時間	8回	75時間	85時間	750時間	870時間	35%
自動車運転の業務に 従事する労働者									
限度時間を超えて労働させる場合における手続									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から8箇月までを平均して80時間を超えないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）									

労働者代表者に対する事前申し入れ

（具体的な内容） 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇の取得についてまとめた日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 〇〇運輸労働組合 又は 〇〇運輸労働組合

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙） 経理担当事務員 山田 花子

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出すること。 (チェックボックスに要チェック)

上記により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

〇〇〇〇年 3月 15日

使用者 代表取締役 田中 太郎

労働基準監督署長殿

※2 限度時間を超えた労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

①医師による面接指導 ②深夜業（22時～5時）の回数制限 ③終業から始業までの休息期間の確保（勤務間インターバル） ④代償休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得

⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他

時間外労働及び休日労働に関する協定書（記載例）

※ 破線で囲っている数値及び条文については、各事業者の実態に即して時間等の設定や記載可否の判断を行ってください。

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇（〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇）は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）並びに労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間		
				1 日	1 箇月	1 年
① 下記②に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な道路事情の変化等に対処するため					
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	3時間	30時間	250時間
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者（トラック）については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる法定休日の 日数並びに始業及び終業の時刻
季節的な需要、発注の増加に対 処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	・法定休日のうち、2週を通じて1回 ・始業時刻 午前 9:00 ・終業時刻 午後11:00
季節的な需要、発注の増加に対 処するため	運 行 管 理 者	3人	・法定休日のうち、4週を通じて2回 ・始業時刻 午前 9:00 ・終業時刻 午後11:00

2 自動車運転者（トラック）については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的な場合であつて、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超えて労働させることができる。

	臨時的に限度 時間を超えて 労働させること ができる場合	業務の 種 類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	1 日	1 箇月		1 年
				延長する ことができる 時間数	限度時間を 超えて 労働させる ことができる 回数	延長する ことができる 時間数及び 休日労働の 時間数	延長する ことができる 時間数
① 下記②に 該当しない 労働者	突発的な顧客需 要、発注の増加に 対処するため	運 行 管理者	3人	7時間	4回	60時間	550時間
	予算、決算業務の 集中	経 理 事務員	5人	6時間	3回	55時間	450時間
② 自動車の運転の 業務に従事する 労働者	突発的な顧客需 要、発注の増加に 対処するため	自 動 車 運 転 者 (トラック)	20人	6時間	8回	103時間	960時間

トラックについては100時間未満となるよう努める

自動車運転手の延長可能時間は最大限の時間を表示

2 前項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合の割増率は 35 %とする。
なお、時間外労働が1箇月 60 時間を超えた場合の割増率は 50%とする。

3 第1項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合における手続及び限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	・対象労働者への医師による面接指導の実施 ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進 ・職場での時短対策会議の開催

4 自動車運転者（トラック）については、第1項の規定により時間外労働を行わせることによって改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、第1項の時間外労働時間の限度とする。

第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者（トラック）については、各条に定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は1箇月について100時間未満となるよう努めるものとする。

2 自動車運転者（トラック）以外の者については、各条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第6条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者（トラック）については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第7条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第8条 第2条及び第4条の表における1年の起算日はいずれも○年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、○年4月1日から○年3月31日とする。

令和○年3月○○日

乙 労働者代表

〇〇運輸株式会社
労働者代表 〇〇〇〇 印

甲 使用者職名
及び氏名

〇〇運輸株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

1 箇月及び 1 年の拘束時間の延長に関する協定書（例） （トラック運転者）

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇（〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第 4 条第 1 項第 1 号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、トラックの運転の業務に従事する者とする。
- 2 1 箇月及び 1 年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は 1 日とする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間計
295 時間	284 時間	245 時間	267 時間	300 時間	260 時間	250 時間	295 時間	310 時間	300 時間	284 時間	310 時間	3,400 時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年 4 月 1 日から〇年 3 月 31 日までとする。
- 4 本協定に基づき 1 箇月及び 1 年の拘束時間を延長する場合においても、1 箇月の時間外・休日労働時間数が 100 時間未満となるよう努めるものとする。
- 5 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14 日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇運輸労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
（〇〇運輸株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印）
〇〇運輸株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印